

平成29年度

# 社協の事業計画

社会福祉法人

恵庭市社会福祉協議会

## 目 次

1	恵庭市社会福祉協議会を取り巻く状況について	1
2	基本方針について	2
3	懸案・重点施策について	3
4	組織・職員体制について	4
5	体系別事業実施計画について	5
6	平成29年度予算概要について	9
(1)	平成29年度予算編成について	9
(2)	財源(収入)構成について	9
(3)	平成29年度個別事務事業の推進に伴う事業費等について	10
7	主な会議・行事日程等について	11
8	社協のプロフィールについて	16

## 1 恵庭市社会福祉協議会を取り巻く状況について

私たちが暮らす恵庭市（以下、「市」という。）は、北海道でも数少ない人口が増加しているまちです。

しかし、核家族化の進行とともにひとり暮らし高齢者等の増加や社会変化に伴う様々な福祉課題を抱えており、地域における支え合いや助け合い等の仕組みが求められています。

恵庭市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）は、昭和31年1月に創立後、地域福祉を推進する団体として、市のまちづくり、さらに少子高齢化に伴う地域社会の変容に応じて、これまで昭和60年4月からの第1期をかわきりに第5期までの地域福祉実践計画（以下、「計画」という。）を策定し、地域住民・行政・関係機関団体等と連携・協働して地域福祉活動を展開してきました。

こうした中、昨今の本会を取り巻く状況として、平成25年度より市からの地域福祉（11）事業及び団体事務局の移管、さらに平成28年度より「成年後見支援センター事業」及び「介護支援ボランティアポイント事業」の受託等に伴い、これらに対応するため、事務局機能の強化を図り、今日に至っています。

さらに、平成28年度は、平成28年3月に社会福祉等の一部を改正する法律の成立に伴い、改正法の趣旨を踏まえ、今後の本会の適切な法人運営はもとより、市民の皆様から本会に寄せられる期待に応えて行くため、より一層の研鑽に努めていくこととした次第です。

地域福祉を推進するにあたっては、少子高齢化や人口減少等の進展に伴う福祉課題や生活課題への対応にとどまらず、解決になかなか至らない、生活困窮、虐待、孤独死、自殺、DV（家庭内暴力）被害、ニート等の深刻な福祉課題や生活課題にどのように関わって行くべきか重要な岐路に立っていると考えます。

こうした状況を踏まえ、本会として、「これから自分たちの社協は何を実現していくのか」をしっかりと見極め、そのために何をなすべきか、その上で組織（事務局）体制や財務運営のあり方について検討していくことが重要であると考えます。

## 2 基本方針について

「第5期計画」の着実な推進を図り、地域や家族とのつながりの喪失、社会的孤立といったことに起因する福祉課題や生活課題に積極的に取り組むことが必要です。

本会の基幹的事業の1つである「小地域ネットワーク活動」の見直しを図り、町内会・自治会等地域が取り組みやすい地域の共助との協働の実現に向けて努めていきます。

2年目を迎える「成年後見支援センター事業」及び「介護支援ボランティア事業」の定着に向けた取り組み、また、生活困窮者自立支援法が施行されてから3年目を迎える支援機関の1つとして役割の強化等を図ることとしていきます。

さらに、社会福祉法人制度改革に向けた社会福祉法等の一部を改正する法律は、社会福祉法人たる本会にも大きな影響を及ぼすものであり、そのポイントである「(1) 経営組織のガバナンスの強化」、「(2) 事業経営の透明性の向上」、「(3) 財務規律の強化」、「地域における公益意的な取組を実施する責務」等について、今後の法人運営にあたって、法令順守の視点及びマネジメント機能の確立に向けた取組を推進して行きます。

平成29年度より新たに市から受託する「生活支援整備体制事業」への取組については、市との十分な連携のもとに推進していく必要があります。また、その中で予定している「(仮称) 訪問相談事業」が受託する事業の成果が求められるものと考えており、必要な体制を整備し、事業の定着に向けた取組を図っていきます。

そして、引き続き、安心した暮らしを支えるため、介護サービス等を含めた在宅福祉サービス提供等を通じて地域の課題や福祉ニーズの把握等を行い、必要な支援や援助を行っていきます。

このように地域福祉を推進する団体として、計画の着実な推進及び市からの受託事業の円滑な実施、さらに改正法の施行に伴う適正な法人運営を適切に推進するためには、組織・事務局体制の充実強化、中長期を見据えた財政基盤の確立が必要であり、あわせて必要な取り組みに努めていきます。

### 3 懸案・重点施策について

#### (1) 第5期地域福祉実践計画の推進について

平成29年度は、第5期計画の2年目であり、それぞれの事業項目について進行管理とともに本会を取り巻く状況の変化等に応じて適宜見直しに努めて行きます。

なお、持続可能な財務運営の確立に向けた「収支見通しの作成」については、前提となる民間財源や公費財源、さらに介護報酬等について流動的な面はあるものの、平成29年度予算編成等を踏まえ、今後の財務運営のあり方について一定の見通しが示唆できるように調整・検討に努めます。

#### (2) 社会福祉法人制度改革を踏まえた法人運営について

社会福祉法人制度改革を柱とする社会福祉法等の一部を改正する法律の主要な項目が、平成29年4月1日より施行され、社会福祉法人格を有する社協においても、法令遵守の下、適切な運営管理が求められます。

改正法や関係政省令及び基準等、さらに変更後の定款や付隨する規程等を踏まえたマネジメント機能の確立、強化に向けた取組に努めます。

#### (3) 市からの受託事業の定着等に向けて

平成28年4月、市から受託した「成年後見支援センター事業」及び「介護支援ボランティアポイント事業」が2年目を迎えることから、事業の検証等を踏まえ定着に向け、実施体制の強化を図り、円滑な業務推進に努めます。

また、平成29年4月から「生活支援整備事業」の業務の一部受託に伴い、本会としてどのような役割を果たすべきか検討を行うとともに、「高齢者等外出支援サービス事業」にあっては利用対象者の拡大に向け、必要な実施体制を整備して行きます。

#### (4) 相談支援・情報提供体制の充実等について

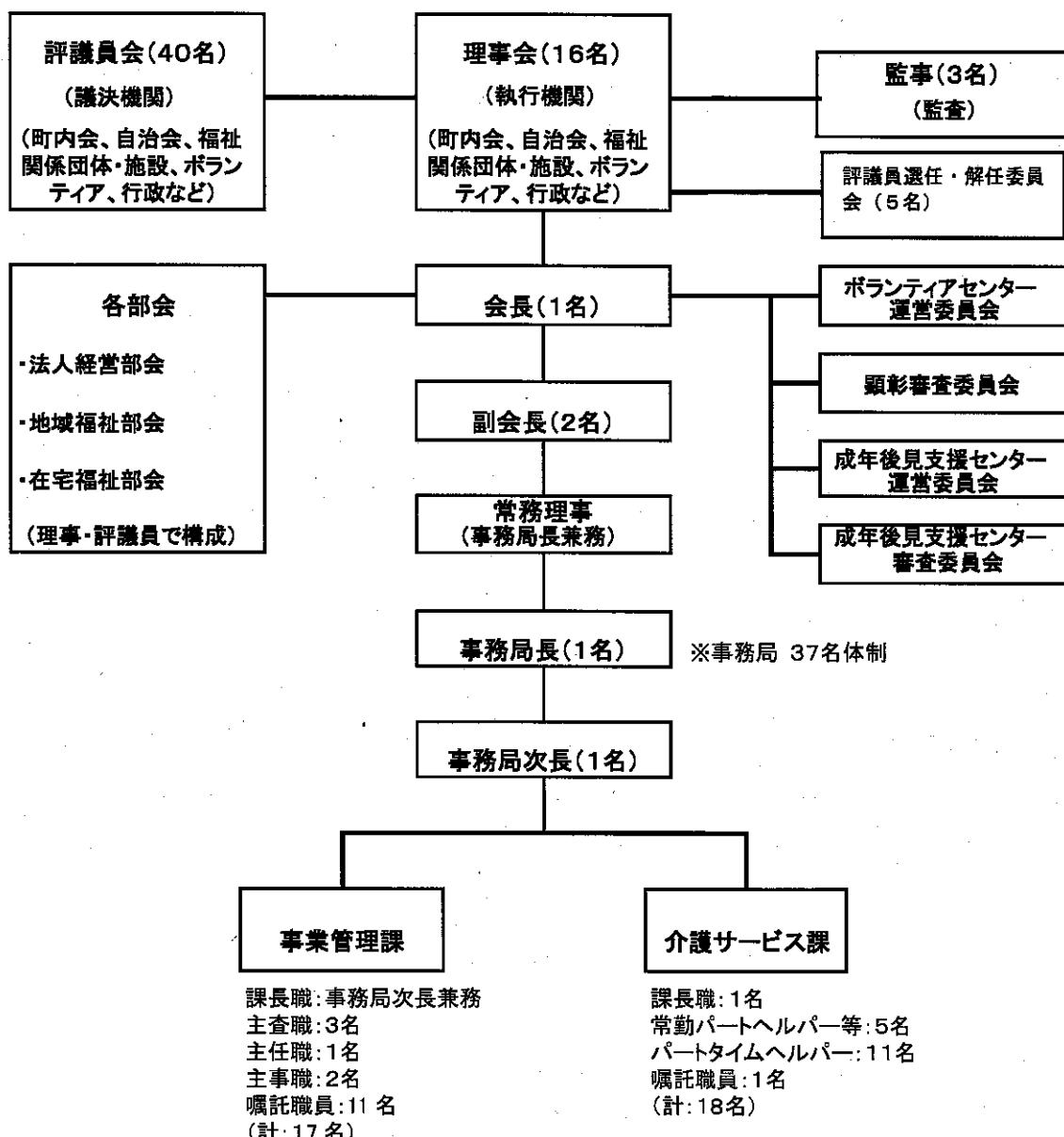
社協は、これまで、心配ごと相談をはじめ、対象を限定しない総合的な相談活動に取り組んできました。この間、各分野の社会福祉制度の創設等により相談支援体制が整備されてきていますが、引き続き、総合的な相談活動に取り組んでいきます。

また、必要な方に必要な情報が届くように見直し等を行い、多様な情報提供体制の整備に努めます。

## 4 組織・職員体制について

社協は、下図の組織構成で運営されています。

(平成 29 年 4 月 1 日予定)



## 5 体系別事業実施計画について

基本理念：「誰もが安心して暮らせる、ふれあい・支えあい・福祉のまちづくり」

### 【基本目標1】地域で支えあう、つながりづくりを推進します。

急激な少子高齢化の進展は、住民参加や協働による福祉活動の支援とともに、地域・住民による「支えあいや見守り」が注目されています。

引き続き、重点推進項目として地域福祉推進の中核的事業として推進してきている「小地域ネットワーク活動」及び「ふれあいサロン事業」等を推進し、基本目標の実現に努めます。

#### (1) 重点推進項目【小地域ネットワーク活動の推進】

1. 小地域支えあい指定事業（見直し）
2. 小地域支えあいバックアップ事業
3. 小地域支えあい交通費支援事業
4. ふれあい交流会助成事業
5. 年末年始ふれあい支援事業
6. 安心・安全・福祉のまちづくり研修会

#### (2) 重点推進項目【ふれあいサロン事業の充実】

1. ふれあいサロン事業
2. ふれあいサロン団体への情報提供

#### (3) 重点推進項目【社会福祉功労者等の顕彰・ふれあい福祉まつりの開催】

1. 社会福祉功労者等の顕彰、ふれあい福祉まつりの開催

### 【基本目標2】ボランティア活動の推進と福祉の心を育みます。

高齢社会を迎え、高齢者の生きがい・社会参加に向けた環境整備や制度外の福祉ニーズに対してボランティア支援を求める相談も増加してきています。

平成28年度より市から「介護支援ボランティアポイント事業」を受託するに際し、ボランティアセンターにボランティアコーディネーターを配置し、その機能強化を図ります。

重点推進項目として「ボランティアセンターの運営」及び「児童生徒のボランティア活動の充実」を掲げ、基本目標の実現に努めます。

#### (1) 重点推進項目【ボランティアセンターの運営】

1. ボランティアセンターの機能強化
2. ボランティア登録の推進

3. ボランティアへの活動支援
4. ボランティア団体交流会の開催
5. 災害ボランティア体制の整備
6. 恵庭市介護支援ボランティアポイント事業（拡充）
7. ボランティア研修会の開催
8. ボランティア体験プログラムの実施
9. ボランティア活動の手引きの作成

(2) 重点推進項目【児童生徒のボランティア活動の充実】

1. 学校におけるボランティア活動、福祉教育の支援

**【基本目標3】地域生活での安心と自立をサポートします。**

平成28年度より市から「成年後見支援センター事業」の受託に伴い権利擁護の総合的な推進を図るとともに、自立相談支援機関と連携・協力のもと経済的に困窮された方等への支援等を行っていきます。

また、社協への理解、潜在的な生活課題や福祉課題等のニーズに対応するため、情報提供や相談支援体制の強化に努めます。

重点推進項目として「情報提供の工夫と充実」、「権利擁護の推進」、「生活困窮者への支援」及び「相談体制の充実」を掲げ、基本目標の実現に努めます。

(1) 重点推進項目【情報提供の工夫と充実】

1. 社協事業の情報提供・出前講座

(2) 重点推進項目【権利擁護の推進】

1. 成年後見支援センター事業

(3) 重点推進項目【生活困窮者への支援】

1. 経済的困窮者等への支援

(4) 重点推進項目【相談体制の充実】

1. 相談体制の実施（見直し）

**【基本目標4】安心した暮らしを支えるサービスを提供します**

社協が、介護保険サービス等を含めた福祉サービスを行う意義を踏まえ、サービス提供を通じて地域の課題や福祉ニーズの把握を行い、既存の制度・サービスの対象にならないニーズも含め、必要な支援や援助に向けた体制整備を図ります。

重点推進項目として「各種福祉サービス事業の推進」及び「介護保険サービス等の充実」を掲げ、基本目標の実現に努めます。

(1) 重点推進項目【各種福祉サービス事業の推進】

1. 在宅高齢者等配食サービス事業の推進
2. ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業
3. 家族介護者介護用品支給事業
4. ひとり暮らし高齢者訪問サービス事業
5. 寝たきり高齢者等訪問理美容サービス事業
6. 寝たきり高齢者等布団丸洗い・乾燥・消毒サービス事業
7. 寝たきり高齢者等日常生活用具給付事業
8. 単身高齢者福祉電話貸与事業
9. 徘徊高齢者位置検索システム端末機給付事業
10. 家族介護者介護職員初任者研修受講支援事業
11. 高齢者等外出支援サービス事業
12. 重度心身障がい児者通院外出支援サービス事業（新規）
13. 福祉車両貸出事業
14. 福祉用具貸出事業
15. 歳末見舞金交付事業
16. 歳末大掃除サービス事業
17. 新しいサービス・事業についての調査研究・受託の検討
18. 生活支援体制整備事業の一部業務受託（新規）

(2) 重点推進項目【介護保険サービス等の充実】

1. 訪問介護事業等、居宅介護支援事業
2. 居宅介護事業・行動援護事業
3. 移動支援事業

**【基本目標5】地域福祉を推進する社会組織を強化します**

社協が、地域福祉を推進する団体として円滑な事業運営を行うためには、市民に信頼される法人運営が必要です。

そのために、組織・事務局体制の充実強化、経営状況や活動内容の情報公開の徹底と中長期を見据えた財政基盤の確立が求められます。

重点推進項目として「計画の推進と管理」、「組織体制の強化」、「持続可能な財務運営の確立」及び「行政や各関係機関団体等との連携」を掲げ、基本目標の実現に努めます。

(1) 重点推進項目【計画の推進と管理】

1. 地域福祉実践計画の進行

(2) 重点推進項目【組織体制の強化】

1. 組織運営体制の充実・強化
  2. 事務局（職員）体制の充実・強化
- (3) 重点推進項目【持続可能な財務運営の確立】
1. 収支見通しの作成
  2. 社協会費への理解と協力依頼、自主財源の確保
  3. 愛情銀行の運営と周知
  4. 共同募金活動への協力
  5. 外部監査の実施
- (4) 重点推進項目【行政や各関係機関団体等との連携】
1. 行政や各関係機関、福祉団体との連携
  2. 福祉団体事務局の運営

## 6 平成 29 年度予算概要について

### (1) 平成 29 年度予算編成について

平成 29 年度予算編成では、福祉会館の大規模改修が行われた平成 25 年度を除き、ついに 2 億円を超える予算規模となりました。

このことは、平成 25 年度より、市からの地域福祉事業等の事務移管等に伴う補助事業及び受託事業の実施に基づく事業費の増加が大きな要因であります。

本会では、従前より、自らの経営努力や地域住民の福祉ニーズに即した事業展開に努め、市の地域福祉計画と密接な連携のもとに地域福祉を推進していくことにより、市民に見える社協となるような事業展開に努めてきました。

平成 29 年度予算でも歳出を精査し、事業計画に基づく事務事業が適正、かつ円滑に推進できるよう必要な財源を確保し、その編成を行ないました。

なお、この度の社会福祉法人制度改革のポイントの 1 つに「財務規律の強化」があり、その強化策の推進にあたっては、会計の原則に則った適正な処理の徹底が求められており、今後、改革の趣旨を踏まえ、適切な対応を図って行きます。

### (2) 財源（収入）構成について

平成 29 年度予算における財源（収入）構成は次のとおりです。

■平成29年度予算における社協の財源(収入)構成			単位:千円、%	
区分	本年度	前年度	比較増減	予算構成比
社協会費収入	4,600	4,600	0	2.2%
寄附金収入	4,800	4,800	0	2.3%
市補助金収入	78,484	73,279	5,205	37.1%
道社協補助金収入	3,206	3,206	0	1.5%
市受託金収入	19,904	12,003	7,901	9.4%
道社協受託金収入	300	300	0	0.1%
共同募金収入	8,212	8,540	-328	3.9%
介護保険	38,043	36,331	1,712	18.0%
自立支援費等収入	16,936	16,687	249	8.0%
利用料収入(地域福祉)	16,572	15,598	974	7.8%
その他収入	20,629	17,593	3,036	9.7%
合 計	211,686	192,937	18,749	100.0%

(3) 平成29年度個別事務事業の推進に伴う事業費等について

第5期地域福祉実践計画の体系に基づく個別目標（1～5）に掲げる重点推進項目における事業費等は次のとおりです。

【基本目標1】：地域で支えあう、つながりづくりを推進します。

重点推進項目	事業費	主な財源内訳			
		会費 寄附金	共同募金	補助金等	その他
・小地域ネットワーク活動の推進	3,883	1,883	2,000	0	0
・ふれあいサロン事業	1,794	544	1,250	0	0
・ふれあい福祉まつり・顕彰	620	220	400	0	0
計	6,297	2,647	3,650	0	0

【基本目標2】：ボランティア活動の推進と福祉の心を育みます。

重点推進項目	事業費	主な財源内訳			
		会費 寄附金	共同募金	補助金等	その他
・ボランティアセンターの運営	2,749	840	959	950	0
・介護支援ボランティアポイント事業	3,350	0	0	3,350	0
計	6,099	840	959	4,300	0

【基本目標3】：地域生活での安心と自立をサポートします。

重点推進項目	事業費	主な財源内訳			
		会費 寄附金	共同募金	補助金等	その他
・情報提供の工夫と充実	2,888	1,624	464	0	800
・権利擁護の推進	8,883	0	0	8,883	0
・生活困窮者への支援	4,011	55	0	3,206	750
・相談体制の充実	221	0	221	0	0
計	16,003	1,679	685	12,089	1,550

【基本目標4】：安心した暮らしを支えるサービスを提供します。

重点推進項目	事業費	主な財源内訳			
		会費 寄附金	共同募金	補助金等	その他
・各種福祉サービス事業の推進	72,094	537	1,915	53,070	16,572
・介護保険サービス等の充実	54,979	0	0	0	54,979
計	127,073	537	1,915	53,070	71,551

【個別目標5】：地域福祉を進める体制を強化します

重点推進項目	事業費	主な財源内訳			
		会費 寄附金	共同募金	補助金等	その他
・計画の推進と管理	84	84	0	0	0
・法人運営	58,046	3,613	2,728	32,435	20,995
(※内、福祉会館管理費再掲)	3,606	0	396	1,775	1,435
計	58,130	3,697	2,728	32,435	20,995

歳出予算合計	213,602	9,400	9,937	101,894	94,096
--------	---------	-------	-------	---------	--------

※平成29年度収入予算額は211,686千円であることから、予算編成上、不足する財源（1,916千円）は、前期末支払資金残高より充当することとしています。

## 7 主な会議・行事日程等について

社協では、社協が主催する会議及び行事、さらに社協が事務局等を担っている団体等が主催する会議及び行事を実施しており、平成28年度における主要な会議・行事日程等は次のとおりです。

### (1) 社協主催・共催及びボランティア関係会議及び行事について

#### 【社協主催分】

区分	日 程 等				摘 要			
①三役及び三部会長会議					会長・副会長・常務理事及び三部会長で構成し、理事会・評議員会等開催に伴う議案調整、ならびに「社協だより」発行に向けた編集調整。			
・開催時期	5月	9月	12月	3月				
②理事会					定款第12条の規定に基づき、法人の業務の決定を行なう。ただし、日常の業務として理事会が定める会長の専決事項は除く。			
・開催時期	5月	9月	12月	3月				
③監事（監査）					定款第13条の規定に基づき、理事の業務執行の状況及び財産の状況を監査。			
・開催時期	5月	8月	11月	2月				
④評議員会					定款第16条の規定で定める権限に基づき、予算・事業計画をはじめとする重要事項について議決を行なう。			
・開催時期	6月	9月	12月	3月				
⑤理事・監事・評議員全体会議					社協では、毎年7月1日から同月31日を社協会費納入月間としており、これに向けた全体会議（特別賛助会費）。			
・開催時期	6月							
⑥評議員選任・解任委員会					4年任期である評議員候補者を選任するための協議の場として設置。			
・改選年に開催	概ね2月～4月							
⑦部会⇒必要に応じ、部会長が招集。					定款第20条の規定に基づき、専門的事項について、会長の諮問に答え、又は意見を具申するために設置。			
⑦-1 法人運営部会					協議事項⇒法人の運営、財務管理等			
・開催回数	年2回～3回開催							
⑦-2 地域福祉部会					協議事項⇒地域福祉の推進、サービス利用支援等			
・開催回数	年2回～3回開催							

⑦ー3在宅福祉部会		協議事項⇒在宅福祉サービス、介護保険等サービス等
・開催回数	年2回～3回開催	
⑧顕彰審査委員会		顕彰規程に基づく会長顕彰該当者を審査するため、設置された委員会。
・開催時期	9月	
⑨成年後見支援センター運営委員会		センターの円滑な運営と効率的な事業の実施を図るため開催。
・開催時期	7月 2月	
⑩成年後見支援センター審査委員会		センターが受任する案件について審査するため開催。
・開催時期	随時	
⑪苦情等の解決体制		苦情等の解決に関する規程⇒苦情等の解決体制を整備
・関係処理	規程に基づく	
⑫外部監査		財務管理の適正化と経理の事務処理の体制の整備に向けて。
・開催時期	2カ月に1回 (年6回)	
⑬ふれあいサロン交流会		社協に登録しているふれあいサロン団体の方々の情報交換と交流の場。
・開催時期	2月	
⑭安心・安全・福祉のまちづくり研修会		小地域ネットワーク活動の円滑な推進を図るため、地域で福祉活動に携わる方々を対象に開催。
・開催時期	3月	
⑮職員会議（含む社協だより編集会議）		職員会議は、事務局長からの伝達、職員間の協議・調整・報告等の場とともに、職員研修の場としても活用しています。
・定例開催	毎月上旬開催 (年12回)	
・臨時開催	必要に応じ適宜開催	
⑯社協職員情報交換会議		局長、次長等が担う職場内研修の機会等として開催、活用していきます。
・開催時期	概ね月1回～2回	
⑰ケアカンファレンス		介護サービス課職員（ホームヘルパー等）を対象とする職場研修等。
・開催時期	月2回開催 (年24回程度)	

#### 【社協・共募共催関係】

区分	日程等	摘要
①社協・共募共催実行委員会		共催事業実行委員会設置要綱に基づき、共催で行う事業に関して協議・検討を行なう場として設置。
・開催時期	6月 10月	
②社協・共募役員評議員研修会		共催事業実行委員会における事業計画に基づき実施。
・開催時期	6月	

③社会福祉功労者表彰式・ふれあい福祉まつり		市民の方々に地域福祉及び社協、共募活動について理解をいただくため、ふれあいの場として開催。
・開催時期	11月	

【ボランティアセンター関係】

区分	日程等	摘要
①ボランティアセンター運営委員会		ボランティアセンター運営規定に基づき、センターの円滑な運営と効果的な事業の実施を図るため開催。
・開催時期	7月～2月	
②ボランティアセンター・団体交流会		登録ボランティア同士の交流を図るために、団体・個人向けの交流会を開催。
・開催時期	6月～3月	
③ボランティア体験プログラム		ボランティア参加のきっかけづくりとして、朗読・手話・点訳・要約筆記の4コースを開催。
・開催時期	7月～11月	
④ボランティア研修会		ボランティア参加のきっかけづくり、活動者のスキルアップを目的に研修会を開催。
・開催時期	随時	
⑤アシスタントボランティア養成研修会		センターの運営を支える「アシスタントボランティア」を養成しセンター事業の活性化を図る。
・開催時期	随時	

(2) 団体事務局として関わる会議及び行事について

■ 恵庭市共同募金委員会関係

- ①三役打合せ会議、理事会、評議員会、監査、共同募金委員会審査委員会
- ②10月1日からの街頭募金運動への取り組み
  - ・街頭募金調整会議、大口募金委員会、運動開始に向けての町内会へ事前協力依頼等、セレモニー（10月1日）、市民団体による街頭募金
- ③12月1日からの歳末募金運動への取り組み

■ 日本赤十字社北海道支部恵庭地区関係

- ①日赤恵庭市地区関係
  - ⇒地区長（恵庭市長）との調整等
- ②日赤恵庭市地区協賛委員会関係
  - ⇒役員会、総会、寄付金、義援金募集
- ③日赤恵庭市有功会関係

⇒役員会、総会

④恵庭市赤十字奉仕団及び同分団（4分団）関係

⇒役員会、総会、新年会、北海道大会

⑤その他奉仕団関係

（点詠奉仕団、朗読奉仕団、スキーパトロール奉仕団、青少年赤十字奉仕団）

⇒総会出席等

## ■恵庭地区保護司会関係

①恵庭地区保護司会関係

⇒役員会、総会、地区別定例研修会、更生保護功労表彰者祝賀会、懇親会、部会（総務、研修、事業、学校連携事業、社会参加活動の5部会）

②恵庭地区保護司会恵庭分区関係

⇒役員会、総会、新年会、保護観察官定期駐在、分区自主研修、社明作文募集（7月）・審査（9月）・優秀賞伝達

⇒保護司候補者検討協議会開催（年1回～2回）

③“社会を明るくする運動”恵庭市推進委員会関係

（a）推進委員会総会、役員会、企画・推進部会の開催

（b）“社会を明るくする運動”及び青少年非行・被害防止全国強調月間（7月1日～7月31日）関係

⇒上記（a）で記載している推進会議等での検討を踏まえ、6月中に、強調月間に向けた事前の取り組み

・市庁舎前に懸垂幕の掲揚

・市内小中学校及び市内の主要施設にポスター掲示及び看板設置

・広報「えにわ」に掲載

・各町内会・自治会を通じ、啓発パンフレット配布

⇒6月下旬 or 7月1日を目途に強調月間セレモニーを開催し、街頭啓発会場に異動し、街頭啓発活動。さらに、団体の行事に併せた「啓発・広報」活動。

⇒7月、作文コンテストの募集（中学2年生を対象）

④恵庭更生保護女性会関係

⇒役員会、総会、事業計画に基づく各種事業活動に係る調整支援（ほぼ毎月）

　　社明運動への協力、関係機関団体との連携調整

⑤恵庭地区協力雇用主会関係

⇒役員会、総会、合同自主研修、社明運動への協力、関係機関団体との連携調整

## ■恵庭市遺族会関係

①役員会、総会、新年会、研修会

②道及び市主催の戦没者追悼式

③北海道護国神社例大祭、札幌護国神社参拝（会員のみ）

(3) 協力団体として関わる会議及び行事について

■恵庭市障害老人と共に歩む会関係

- ①役員会(毎月年12回)、総会、忘年会、研修会・研修への参加
- ②すずらん託老の実施(毎月開催+バス旅行=年13回)
- ③ふれあい訪問・電話相談
- ④会報発行(年4回)・ふれあいまつり参加ほか

## 8. 社協のプロフィールについて

市町村社協は、法第109条の規定により、全国の市町村に設置され、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されています。そして、「社会福祉を目的とする事業を経営する者」及び「社会福祉に関する活動を行なう者」が参加し、かつ、「社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者」の過半数が参加する者とされており、市町村社協にとって不可欠な構成員として位置付けられています。

ここでは、所在地情報等、さらに総人口及び高齢者人口等をはじめとする社協に関する基本情報及び沿革（主な事項）について整理いたしました。

### 8-1 所在地等情報について

名 称	社会福祉法人恵庭市社会福祉協議会
所在地	〒061-1446 北海道恵庭市末広町124番地
創立年月日	昭和31年1月23日(任意団体)
法人認可年月日	昭和43年3月11日
法人成立年月日	昭和44年5月6日
T E L	0123-33-9436
F A X	0123-33-9709
E-mail	syakyo@eniwa-syakyo.or.jp
開所日時	月曜日から金曜日(祝祭日・12月29日から1月3日を除く) 午前8時45分から午後5時15分

### 8-2 基本情報

#### (1) 総人口及び高齢者人口について (単位:人、%)

区分	年	H23	H24	H25	H26	H27	H28
総人口		68,938	69,126	68,876	68,950	68,974	69,212
高齢者人口	人数	14,547	15,099	15,806	16,605	17,238	17,811
	高齢化率	21.1%	21.8%	22.9%	24.1%	25.0%	25.7%
前期高齢者 (65~74歳)	人数	7,666	7,836	8,214	8,719	9,092	9,299
	比率	11.1%	11.3%	11.9%	12.6%	13.2%	13.4%
後期高齢者 (75歳~)	人数	6,881	7,263	7,592	7,886	8,146	8,512
	比率	10.0%	10.5%	11.0%	11.4%	11.8%	12.3%
年少人口 (15歳未満)	人数	9,741	9,531	9,308	9,303	9,231	9,136
	比率	14.1%	13.8%	13.5%	13.5%	13.4%	13.2%
40~64歳人口	人数	23,838	23,917	23,844	23,662	23,539	23,505
	比率	34.6%	34.6%	34.6%	34.3%	34.1%	34.0%

## (2) 世帯数等について

(単位:世帯、人)

区分 / 年	H23	H24	H25	H26	H27	H28
世帯数(世帯)	30,575	30,909	31,053	31,338	31,688	32,266
1世帯当人員(人)	2.25	2.24	2.22	2.20	2.18	2.15

※世帯数・1世帯当人員:各年10月1日現在

## (3) ひとり暮らし高齢者数及び高齢夫婦世帯数

(単位:世帯、%)

	世帯数	高齢者親族のいる世帯		高齢単身世帯(65歳以上)		高齢夫婦世帯	
		世帯数	比率	世帯数	比率	世帯数	比率
昭和60年	14,121	2,345	16.6%	267	1.9%	267	1.9%
平成2年	17,404	3,135	18.0%	424	2.4%	563	3.2%
平成7年	21,314	4,587	21.5%	694	4.8%	1,027	4.8%
平成12年	23,581	6,197	26.3%	1,093	4.6%	1,674	7.1%
平成17年	25,662	7,691	30.0%	1,557	6.1%	2,253	8.8%
平成22年	27,634	9,175	33.2%	2,082	7.5%	3,382	12.2%
平成27年	28,752	11,595	40.3%	2,827	9.8%	3,962	13.8%

■資料:国勢調査⇒各年10月1日

※高齢者親族のいる世帯:65歳以上の親族がいる世帯(高齢単身、夫婦を含む)

※高齢者夫婦:夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯

## (4) 要支援・要介護認定者等について

(単位：人、%)

区分 / 年		H23	H24	H25	H26	H27	H28
第1号被保険者	要支援1	415	485	519	616	668	710
	要支援2	412	442	476	477	498	492
	要支援計	827	927	995	1,093	1,166	1,202
	要介護1	419	437	449	472	540	561
	要介護2	383	379	417	406	385	389
	要介護3	206	234	248	249	253	277
	要介護4	194	214	225	234	253	254
	要介護5	183	199	235	245	241	231
	要介護計	1,385	1,463	1,574	1,606	1,672	1,712
	計	2,212	2,390	2,569	2,699	2,838	2,914
*1 認定率		15.2%	15.8%	16.2%	16.4%	16.5%	16.4%
第2号被保険者		69	70	67	76	76	83
合計		2,281	2,460	2,636	2,775	2,914	2,997

\*1 認定率:高齢者に占める割合

※各年10月1日現在

## (5) 障がい者の状況

(単位：件)

区分 / 年		H22	H23	H24	H25	H26	H27
身体障害者手帳		2,746	2,761	2,810	2,864	2,865	2,805
療育手帳		438	462	492	520	554	552
精神障碍者保健福祉手帳		196	258	272	289	302	309
合計		3,380	3,481	3,574	3,673	3,721	3,666

■資料:市障がい福祉課

※各年度末

## (6) 生活保護世帯の現状

区分 / 年		H23	H24	H25	H26	H27	H28
受給者数(月平均)		1,061	1,094	1,100	1,090	1,060	1,006
受給世帯数(月平均)		700	729	738	746	739	730
保護率(%)		15.4	15.8	16.0	15.8	15.4	14.5

■資料:市保健福祉部福祉課

### 8-3 沿革（主な事案）

昭和31年1月23日	任意の社会福祉協議会創立
昭和39年6月18日	全戸会員（100円）、代議員制を採用
昭和43年3月11日	社会福祉法人の認可（定款認可）
昭和43年5月6日	社協だより「めぐみ」第1号発行
昭和45年4月10日	愛情銀行設置
昭和45年11月1日	市制施行
昭和46年10月17日	第1回恵庭市社会福祉大会（社協創立15周年）
昭和51年	社協会費が100円から200円に
昭和60年4月1日	第1期地域福祉実践計画スタート（～平成元年度）
昭和60年5月2日	会員規定を制定
昭和62年9月20日	第1回ふれあい広場開催
平成3年4月1日	社協事務所福祉会館に移転
平成4年4月7日	ボランティアセンター開設
平成5年4月1日	アシスタントボランティア配置
平成11年4月1日	第2期地域福祉実践計画スタート（～平成14年度）
平成12年4月1日	ホームヘルプサービス事業開始（市委託）
平成15年3月12日	介護保険制度創設
平成16年10月30日	指定訪問介護事業所・指定居宅介護支援事業所開設
平成18年4月1日	社協ホームページ開設
平成18年10月1日	ふれあい福祉まつりと社会福祉大会合同開催
平成18年10月21日	第3期地域福祉実践計画スタート（～平成22年度）
平成19年4月1日	居宅介護・重度訪問介護開始
平成21年10月1日	社協創立50周年記念事業
平成22年12月29日	ふれあいサロン開始
平成23年4月1日	総合支援資金創設
平成24年4月1日	カレンダーリサイクル市開始
平成24年10月1日	第4期地域福祉実践計画スタート（～平成27年度）
平成25年3月5日	日常生活自立支援先行モデル事業開始
平成25年3月	行動援護開始
平成25年4月1日	恵庭市見守り共同宣言者として参画
	恵庭市災害ボランティアセンター運営マニュアル制定
	日常生活自立支援事業開始（道受託）
	市⇒地域福祉（10）事業・団体事務局（日赤）移管
	第2期経営改善計画スタート（～平成27年度）

平成26年3月26日 福祉会館リニューアルオープンセレモニー

平成26年4月1日 市⇒地域福祉（1）事業・団体事務局（保護司）移管

平成26年7月1日 移動支援開始（市受託）

平成27年4月1日 生活困窮者自立支援制度創設

北海道社会福祉協議会と「災害救援活動の支援に関する協定」を締結

一般社団法人恵庭青年会議所と「災害時相互協力協定」を締結

平成28年4月1日 第5期地域福祉実践計画スタート（～平成32年度）  
成年後見支援センター事業を市から受託  
介護支援ボランティアポイント事業を市から受託

平成29年4月1日 生活支援体制整備事業の業務一部受託